

令和7年11月採用予定
会津若松市会計年度任用職員（補助員）
学校事務補助員
選考試験受験案内

この選考試験で募集する会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される一会計年度（4月1日から3月31日まで）の範囲内の任期中に任用される職員です。

勤務成績が良好な場合に限り、令和8年4月1日以降において、再度任用する場合があります。ただし、この場合の再度の任用は4回が限度となります。また、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。

- 1 試験日 : 10月21日（火）、10月22日（水）
申込受付期間 : 10月1日（水）～10月15日（水）

※ 受付は8時30分から17時15分まで行います。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

※ 郵送による申し込みは、10月15日必着のものまで受け付けます。

2 試験職種、採用予定人数、職務内容、任期

- (1) 試験職種、採用予定人数、職務内容

試験職種	採用予定人数	職務内容
学校事務補助員	1名	第四中学校におけるパソコン操作によるデータ入力、書類整理、電話対応等の事務補助等

- (2) 任期

令和7年11月1日から令和7年12月31日まで

※勤務成績が良好な場合、令和8年2月1日以降（3学期）において、改めて採用する場合があります。

3 受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす者

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる在留資格をもって在留する者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定められている特別永住者

- (2) 次のいずれにも該当しない者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 次のいずれにも該当する者

ア 平成18年11月1日までに生まれた者

イ 学校事務業務等に従事する意欲のある者

4 試験の方法及び内容等

試験種目	内容
経歴審査	学校事務職員として必要な職務や経験等の有無についての審査
面接試験	学校事務職員として必要な資質を総合的に評価する試験

5 試験期日、試験会場及び合格者発表

試験種目	期日・時間・場所	合格者発表
経歴審査	事前提出	令和7年10月下旬（予定）に受験者全員に合否を通知します。
面接試験	令和7年10月21日(火)・22日(水) ※面接日時及び会場は後日通知いたします。 会津若松市東栄町3番46号 会津若松市役所本庁舎3階 3－2会議室または教育委員会室	

6 受験申込方法

- (1) 「受験申込書」に必要事項を記入し、会津若松市教育委員会教育総務課に提出してください。
- (2) 郵送により受験申込をする場合は、封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、「受験申込書」及び「110円切手を貼った返信先明記の長型3号の封筒」を同封の上、会津若松市教育委員会教育総務課あてに送付してください。

※ 郵送による申し込みは、10月15日必着のものまで受け付けます。

※ 受験票を受領後、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm）を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

7 合格者の採用

合格者は、成績上位の方から原則として令和7年11月1日以降採用します。

なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合（欠格事項に該当することになった

場合など）は、採用されません。

8 待遇等

(1) 報酬

1 月あたりに支給される金額 80,290 円（予定）	人事院勧告等により改定が行われる場合があります。
諸手当等	通勤手当に係る費用弁償、期末手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

(2) 勤務日数・勤務時間・休暇等

勤務を要する日	月 10 日勤務 ※一会計年度において 9 月以内
勤務時間	1 日 7 時間
休 日	土・日曜日、国民の祝日、年末年始、学校長の指定する日
休 暇	任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇が付与されるほか、特別休暇が条件に応じて取得できます。
勤務場所	会津若松市立第四中学校
福利厚生	健康保険、厚生年金、雇用保険の加入はありません。

(3) 服務

服務	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。営利企業等への従事（兼業）については、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の観点から、制限する場合があります。
----	---

9 その他

- (1) この試験で、学校事務補助員に採用されても、会津若松市職員（任期の定めのない職）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
- (2) 本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込まれた方は、必ず受験されるようお願いいたします。
- (3) 申込み時等に提出された書類は、一切返却いたしません。
- (4) その他、不明な点は会津若松市教育委員会教育総務課に問い合わせてください。

会津若松市教育委員会教育総務課総務グループ
(本庁舎)

〒 965-8601 会津若松市東栄町 3 番 46 号

TEL 0242 (39) 1302 内線 1379

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>